

請願・陳情の取扱いに係る他自治体調査① <特別区>

自治体	受理をした陳情の取扱いについて			
	(1) 請願と同様に審査	(2) 審査除外基準等に 該当する陳情を 除き審査	(3) 所管委員会や執行機関等への 参考送付のみ。(送付先)	備 考
千代田区		●		
中央区			所管委員会及び執行機関	
港区			所管委員会	陳情書を受理後、所管の委員会に参考資料として送付。参考資料として送付するため審査は行わないが、必要と認めるものは請願の例にならない処理。
新宿区		●		
文京区			全議員	
台東区		●		
墨田区		●		
江東区		●		
品川区		●		
目黒区		●		
大田区		●		
世田谷区		●		
渋谷区	—	—	—	所管の委員会が事前に内容を審査し、請願と同様に扱うかどうかを決定。請願と同様に扱うと決定した場合、請願と同じ処理になる。
中野区		●		
杉並区	●			
豊島区		●		
北区		●		
荒川区		●		
板橋区		●		
練馬区		●		
足立区		●		
葛飾区			関係委員会	内容によって請願と同様に扱うことが適当と認められるものは、請願と同様に本会議において委員会に審査を付託。
江戸川区		●		